

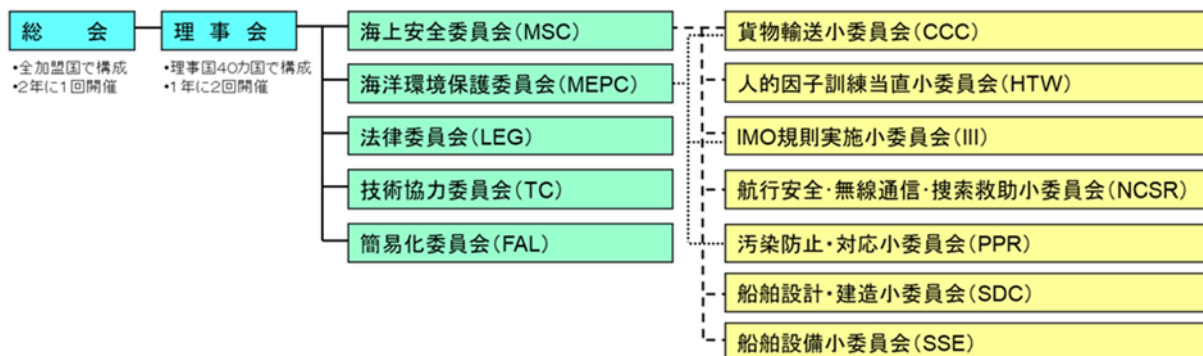
第4章 海上安全・保安の確保と環境保全

1. 国際海事機関（IMO）

【図表 4-1】 IMO の組織図

国際海事機関（International Maritime Organization）は、海上の安全、船舶からの海洋汚染防止等、海事分野の諸問題についての政府間の協力を推進するために1958年に設立された国連の専門機関であり、1年を通じ様々な委員会・小委員会が開催され、専門分野の国際ルールについて議論が行われている。

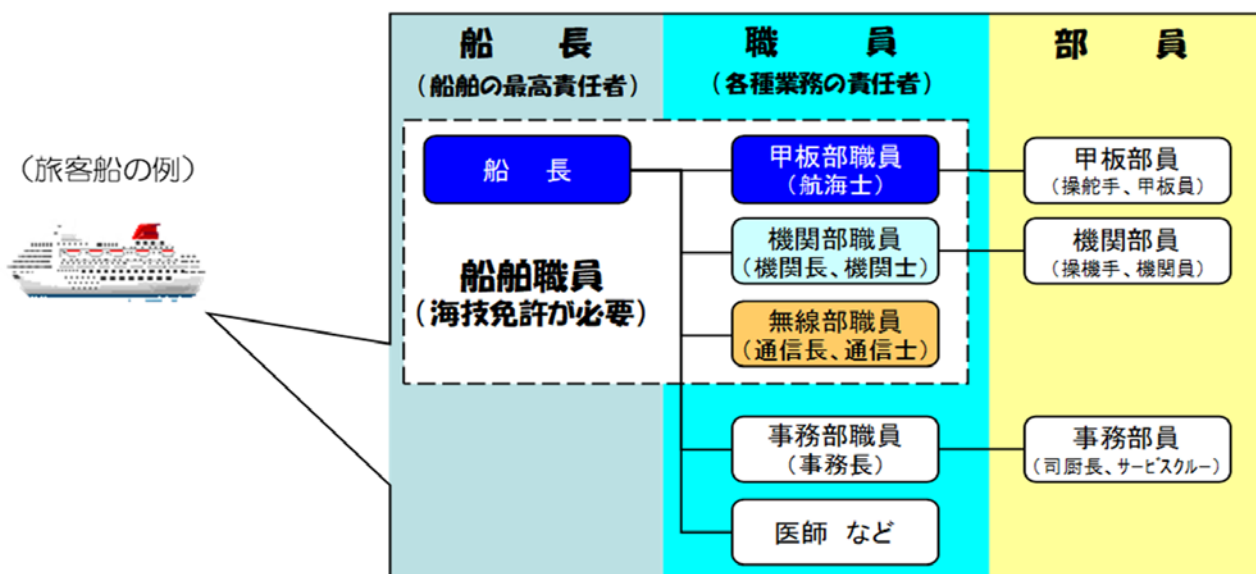
我が国は、世界の主要海運・造船国として各会合に積極的に参画し、国際的な議論をリードしている。



2. 安全確保の柱としての資格制度

【図表 4-2】 船員の乗組み体制

船舶職員とは、乗組員のうち、船長、機関長、航海士、機関士など船内における各種の業務の責任者を行い、船舶所有者は、船舶の大きさや航行区域などに応じた乗組み基準に従って海技免許を受有する船舶職員を乗組みさせることとなっている。



【図表 4-3】海技免許有効数

(人)

資格区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
航海	41,732	42,013	41,681	40,995	40,703
機関	29,770	29,975	29,555	28,967	28,683
通信	678	628	569	522	487
電子通信※	6,878	6,928	7,191	7,514	7,811
合計	79,058	79,544	78,996	77,998	77,684

※ 電子通信とは、GMDSS 無線設備（従来のモールス設備を主体とする通信システムに代わるテレックスや無線電話を主体とする通信システム等）を有する船舶に乗り組むための資格。

資料）国土交通省海事局作成

【図表 4-4】小型船舶操縦免許有効数

(人)

資格区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
一級	482,491	485,851	483,395	473,412	467,415
二級	833,479	815,546	794,600	774,017	753,769
特殊	1,063,053	1,034,439	1,001,107	962,649	928,961

※ 複数資格を有する者は各区分の操縦免許証有効者数へ計上している。

資料）国土交通省海事局作成

【図表 4-5】締約国資格受有者承認証有効者数

(人)

資格区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
航海	5,998	5,976	6,306	6,651	7,190
機関	5,729	5,720	5,983	6,271	6,813
合計	11,727	11,696	12,289	12,922	14,003

※1 我が国では、これまでに、日本籍船に乗り組む外国人船員の資格証明書を日本政府側が承認する二国間の約束を19か国^{※2}と、外国籍船に乗り組む日本人船員の資格証明書を外国政府側が承認する二国間の約束を15か国^{※3}と、それぞれ締結している（2026年3月現在）。

※2 フィリピン、トルコ、ベトナム、インドネシア、インド、マレーシア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、ミャンマー、スリランカ、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン、ロシア、ポーランド、パナマ

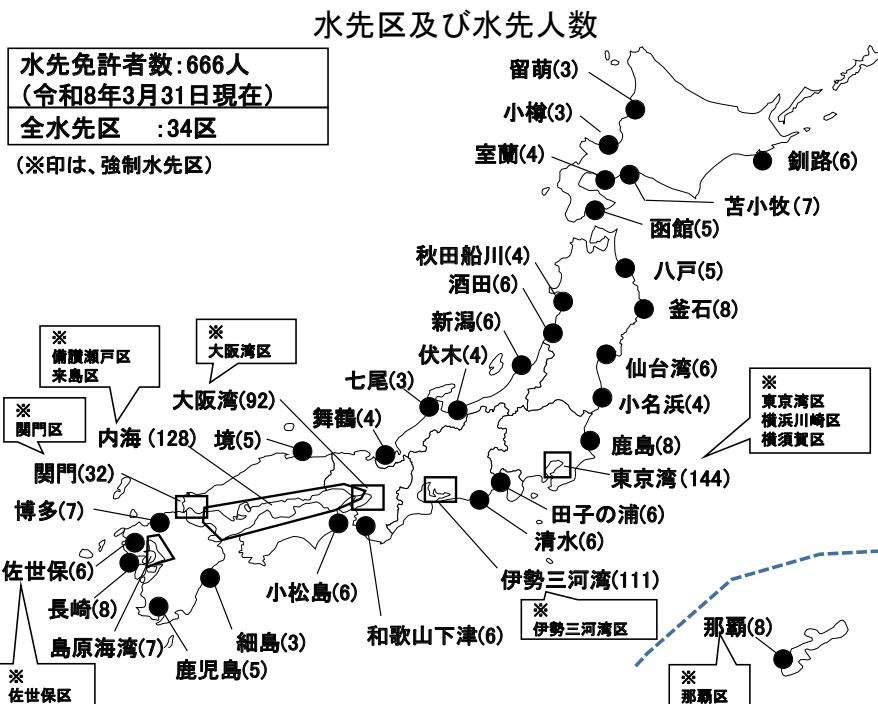
※3 バヌアツ、シンガポール、パナマ、バハマ、マルタ、リベリア、マーシャル諸島、キプロス、マレーシア、ツバル、セントビンセント及びグレナディーン諸島、モンゴル、韓国、キリバス、ロシア

資料）国土交通省海事局作成

3. 航行を支える水先業務

【図表 4-6】 水先区及び水先人数

我が国においては、全国で34の水先区が設定されており、そのうち、特に厳しい船舶交通の難所とされる10の水域では、当該水域を航行する一定の船舶に対し、水先人の乗船が義務付けられている（強制水先）。

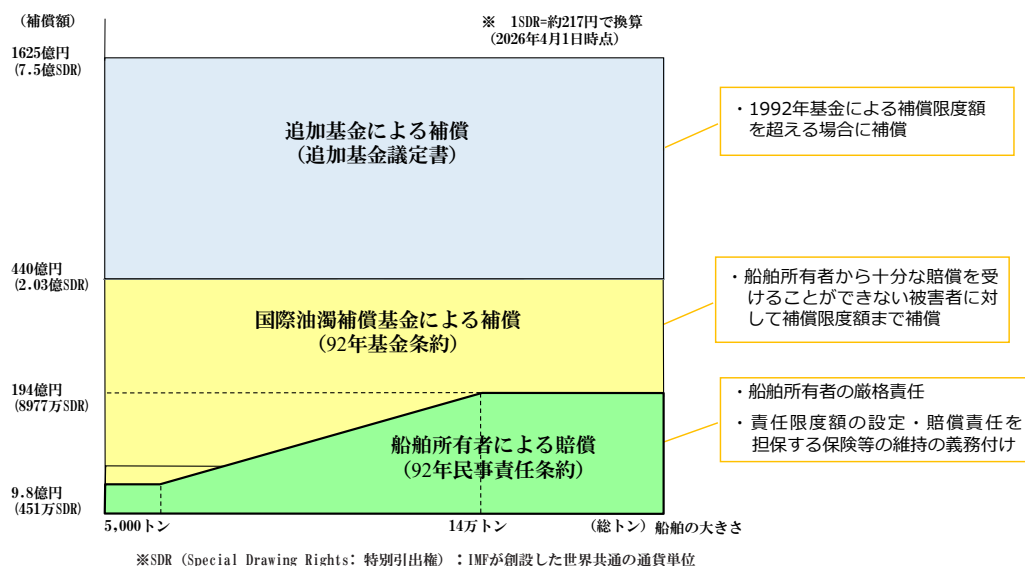


資料) 国土交通省海事局作成

4. 船舶による油濁問題への取組

【図表 4-7】 油による汚染損害の賠償・補償制度の概要（持続性油タンカーが対象）

油タンカーによる油流出事故等が起こった場合、地方自治体及び漁業関係者等が大きな損害を被ることになる。そうした事故損害に際し、適切な賠償や補償がなされるような国際的な制度が、下記の条約・議定書によって確立されている。



5. ポートステートコントロール

寄港国による監督（ポートステートコントロール（以下「PSC」という））とは、寄港国の外国船舶監督官が、外国船舶に立ち入り検査を行い国際条約の基準に適合しているかを確認し、基準に適合していない船（サブスタンダード船）には是正を命じることで、海上における安全の確保及び海洋環境の保全等を図っている。

また、一般に船舶は多国間を航行するため、PSC を一国で実施するよりも近隣諸国と協力して実施する方がより一層の効果が期待できることから、現在世界各地域で協力体制が構築されている。アジア太平洋地域では、我が国のイニシアティブにより、1993 年に、東京において締結された「アジア太平洋地域における PSC の協力体制に関する覚書（東京 MOU）」（現在22当局）の枠組みのもと、外国船舶の立入検査のデータを共有するほか、PSC の検査手順の策定や外国船舶監督官に対する訓練等が行われており、効果的な PSC の実施を図っている。

6. 運航労務監理官による監査

全国に配置されている運航労務監理官は、航海の安全確保、船員の労働条件・労働環境の適正な確保等を図るため、船舶又は事業場に立ち入り、関係法令の遵守状況等の確認を行い、関係法令に違反していることが判明した事業者等に対して、行政処分や行政指導を行っている。

2025年度の監査件数及び行政処分等の件数は以下の通り。

【図表 4-8】 運航管理監査及び船員労務監査の件数

(件)		
運航管理監査	船員労務監査	合計
4,659	5,207	9,866

資料) 国土交通省海事局作成

【図表 4-9-1】 運航管理監査の行政処分等の件数

(件)		
行政処分	事業許可取消	0
	事業停止命令	2
	安全確保命令	24
	安全統括管理者・運航管理者解任命令	0
行政指導		7

資料) 国土交通省海事局作成

【図表 4-9-2】 令和7年度の運航管理監査において確認した具体的な安全管理規程の違反事項別件数内訳※1

(件)

違反事項		違反数
輸送の安全を確保するための事業運営方針に関するもの	安全方針、安全重点施策に関するもの	7
	関係法令等の遵守に関するもの	19
輸送の安全を確保するための事業管理体制に関するもの	組織体制等、事業者管理体制に関するもの	59
	経営責任者の責務に関するもの	22
輸送の安全を確保するための事業管理方法に関するもの	船舶の運航管理に関するもの	76
	事故、災害等に係る対応に関するもの	20
	安全教育、訓練に関するもの	30
	その他	19
事業法の規定（上記安全管理規程以外）に関するもの		5
合計		257

※1 行政処分等を行う場合は、1件の行政処分等につき、複数の改善措置を事業者に講じさせる場合もあることから、図表4-9-1の件数と図表4-9-2の合計値は一致しない。

資料) 国土交通省海事局作成

【図表 4-10-1】 船員労務監査の行政処分等の件数

(件)

行政処分	航行停止	0
	是正命令	1
行政指導	戒告	409
	勧告	123

資料) 国土交通省海事局作成

【図表 4-10-2】 船員労務監査の行政指導の内訳

(件)

	戒告	勧告
船長の職務及び権限	210	46
雇入契約等	36	12
給料その他の報酬	1	2
労働時間、休日及び定員	71	16
食料並びに安全及び衛生	75	45
その他	16※2	2※3
合計	409	123

※2 その他の内訳 就業規則11件、船員の証明書等5件

※3 その他の内訳 就業規則1件、船員の証明書等1件

資料) 国土交通省海事局作成